



テミス通信

第 58 号 / 2022年7月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



阪神甲子園球場

厳しい暑さが続いています。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

2年ほど、コロナ禍で控えてきた夏祭り。

この夏は、曾根崎心中で有名なお初天神の境内から笛太鼓の練習の音が聞こえてきます。各所でそろりそろりと日常が戻って来ているようで、嬉しいですね。

今号は、大阪市北区の防災パートナーとして事務所総出で参加した西天満小学校150周年記念 防災訓練での活動をご紹介します。

テミス通信 第58号をお楽しみ下さい。

(佐井恵子)

夏休みと「相続・遺言相談会」のお知らせ

8月15日(月)16日(火)と、夏休みをいただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

また、8月12日(金)は事務所において、午前10時～16時までの間で、1組30分まで「相続・遺言相談会」無料相談を実施いたします。電話、FAX、メールにて8月5日までにご予約ください。お待ちしております！



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

西天満小学校 150周年記念防災訓練に参加しました！

佐井事務所から国道1号線を挟んですぐ近くに、今年創立150周年を迎えた大阪市立西天満小学校があります。大阪法務局北出張所に行く道の途中、通りかかると時折子ども達の声が聞こえてきます。

6月12日、西天満小学校で日曜参観を兼ねて地域合同の防災訓練が行われ、大阪市北区の防災パートナー登録をしている佐井司法書士法人も地域の企業として参加してきました！ テミス通信第54号（2021年11月）ご近所探訪にてお邪魔した、まちライブラリー北勝堂の福井英夫さんにお声がけいただき、保護者向けの展示スペースをいただけることになりました。



西天満小学校 多目的室にて

防災展示に参加しました

法律家には被害を防ぐことは難しいのですが、災害が起きてしまったときに日常へと戻るお手伝いができればと思います。そこでブースでは日本司法書士会連合会発行の、天災等罹災後のトラブル解決ガイドと、災害時の法律問題をクイズにしたチラシを配布しました。トラブル解決ガイドは、家が倒壊した場合や、生活再建のためのお金が必要な場合等々、困りごとが起きたとき、どこに相談すればいいんだろう？という疑問に答えてくれる、いざというとき頼りになる冊子です。クイズは所員全員で考えました。特に西天満小学校区ではマンションが増えているので、マンション住民はどんなことで困るかなと考えて設問を作りました。たとえば、Q. 台風で物がマンション敷地内に飛んできたり、地震で物が落ちてきたときは、勝手に処分していい。――○か×か・・・分かりますか？ 気軽にチャレンジできて、へえ！と驚いてみなさまの記憶に残る問題になっていれば嬉しいです。無料配布しますので、ご希望の方はぜひお声がけください。

〇か×か・・・分かりますか？ 気軽にチャレンジできて、へえ！と驚いてみなさまの

記憶に残る問題になっていれば嬉しいです。無料配布しますので、ご希望の方はぜひお声が

けください。その他には災害時備蓄食料（長期保存できるおにぎり、常温で食べられるレトルト食品）や災害用伝言サービスを紹介する企業団体とご一緒させてもらい、また体育館では開発が始まったばかりの梅田界隈の古い写真や江戸～明治時代の浮世絵のパネルが展示されて北区の昔の街並みと今日に至る発展を見ることができます。テミス通信第47号（2020年9月）これまたご近所探訪でご紹介したりバーサイドビルディングの写真を見つけました！

3年前に当事務所も防災出張ミニ講座でお世話になった大阪北区ジシン本の体験ブースでは災害時のトイレ体験、耐震マット体験が行われ、区役所のブースでは交通機関がストップした想定で帰宅訓練を行い、参加した所員はお土産にアンパンマンの備蓄用クッキーをもらって帰ってきました。



大梅田トリップ展

地震を疑似体験

消防署から起震車が来る!と事前に聞いており、未体験なので楽しみにしていました。トラックの上に小さな部屋があり、机と椅子が固定されていて、椅子に座って手すりを掴むよう指示されます。まずは震度6の地震を体験しました。揺れ始めると体が振り回されるような感覚で、最中は必死で頭を伏せて、揺れが収まるのをただ待つしかできません。机が固定されて、上から物が降ってこない起震車でも本当に怖かったです。車から降りて消防署員さんのお話を聞き、なんともう1回乗せてもらえることに。今度は大正12年の関東大震災の再現でした。同程度の震度だそうで



ですが、最初が横揺れなら、関東大震災は非常に強い縦揺れが、弱まったかと思えば再び揺れるの繰り返しで、1分弱の揺れですが体感3分くらいに、とても長く感じました。

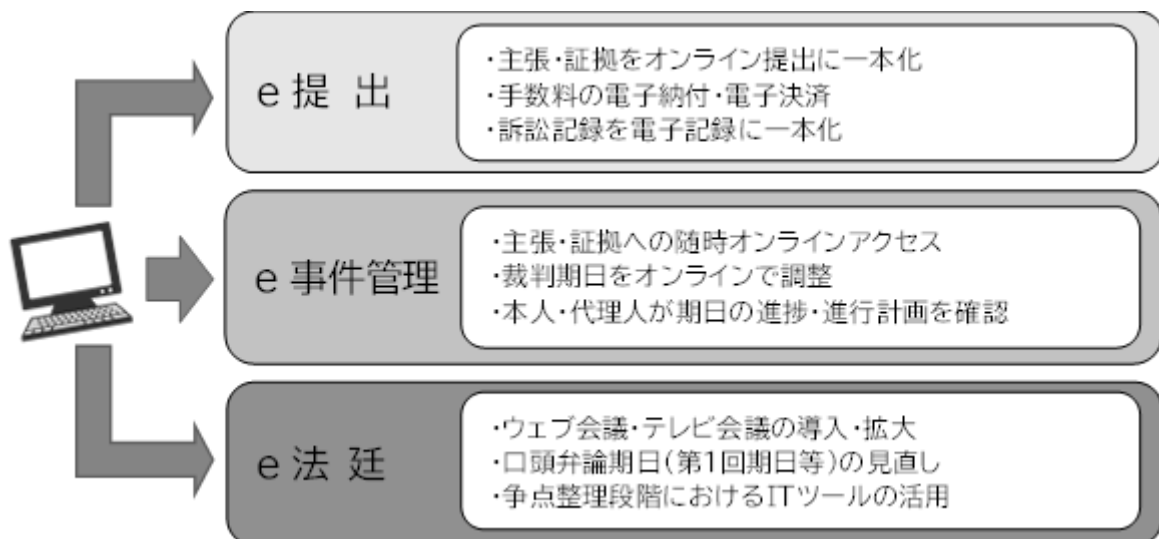
地域が一体となり、防災意識が高まったのではないのでしょうか。私たちも大変学ばせていただきました。今後も防災パートナーとして地域のお役にたてるようがんばります。（佐井陽子）

進む裁判のIT化

令和4年5月に民事訴訟法が改正され、段階的に民事裁判の完全IT化を目指します。

現状では、民事訴訟をするには、裁判資料を裁判所へ直接提出する必要があり、持参するか郵送していますがIT化されるとオンラインで完結し、移動時間・費用の削減に繋がります。証人へのネットでの尋問、証拠のネット閲覧なども可能となり、柔軟な対応で裁判へのアクセスが容易となります。

一方でIT弱者へのフォローが懸念されており、司法書士、弁護士など専門家の支援体制の充実が必要です。



〔『3つのe』内閣官房裁判手続き等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」から引用〕

(山添健志)

Twitter、メタ、Google など海外IT企業に登記要請

海外IT大手に登記要請

誰でも知っている、誰もが利用したことのあるインターネットサービスを提供するグローバル企業 Twitter、メタ、Google などに対して、法務省は「外国会社」の登記を求め、応じない企業は100万円以下の過料に処される可能性に言及しています。いったい、何があったのでしょうか。

株式会社とひと言で言っても、国によって、そのルールはまちまちです。こういったグローバル企業は、法規制や税率のゆるやかな国で会社を設立して、世界中でビジネスを展開し成長させてきています。利益を上げている国で税金を納めないということに対して、その規制の在り方を議論されてきましたが、一方で、インターネットを巡る企業や消費者トラブル、中でもインターネット上の誹謗中傷に対する対策が急務であることから、これを法的に解決するため、日本において裁判を提起できるよう法務省は「外国会社」の登記を行うことを求めました。



「外国会社」ってどんな会社？

登記の対象となる「外国会社」とは外国の会社の日本法人とどう違うのでしょうか？

外国の会社の日本法人は、日本の法律に基づいて設立された会社で、本国の会社は出資者（株主）となって間接的に日本で商売をします。他方「外国会社」とは、簡単に言うと、外国にある本体の会社そのものが、直接日本で継続的にビジネスをしている状態の会社のことです。

この外国会社は、日本における代表者（そのうち一名は日本に住所を有する者）を定め、外国会社の登記をすることが求められています。一番近い類型の会社登記簿の内容の他に、(1)設立の準拠法 (2)日本における代表者の氏名及び住所 (3)その他公告関連項目を登記します。

どうして登記が必要なの？

外国会社は「外国会社の登記」をするまで継続取引が禁じられています。登記を求める趣旨は、商業登記一般に共通する公示の目的だけではなく、トラブルが起きたときに日本国内で裁判を提起できることにあります。たとえば Twitter の日本の現地法人 TwitterJapan 株式会社は平成28年の裁判で、自身がSNS*「ツイッターの管理・運営に全く関与しておらず」、*「米国ツイッター社が保有する発信者情報にアクセスする手段を有しておらず」、つまり情報開示を求める先は米国サンフランシスコの Twitter, Inc. にしてくれと言っています。外国にある会社に裁判を起こすには、費用や時間という高い壁を乗り越えなければなりません。ネットの誹謗中傷を止めさせるために発信者情報開示請求をしたくても、日本の法律が適用されるのか、日本の裁判所に提訴可能か、そして本国にある資格証明書の入手が困難ですし、訴状を相手に届かせる苦勞など盛りだくさんです。外国会社の登記があれば、日本における代表者を相手に裁判ができるようになり、消費者にとっては朗報となります。



*平成28年（ネ）第10101号 発信者情報開示請求控訴事件より TwitterJapan 株式会社側の主張

登記を怠った場合100万円以下の過料とのことです。グローバル企業にとっては痛くもかゆくもない金額でしょうが、果たしてどれほどの金額となるのでしょうか。 (佐井恵子)

CSR活動報告

1年の結果を報告させていただきます。

ペットボトルキャップの回収

みなさまにご協力頂き、今年度は約12,300個、28,500グラムのペットボトルキャップが集まりました。ありがとうございます！回収されたキャップは大阪市北区社会福祉協議会内の北区ボランティア・市民活動センターに届けました。

ペットボトルキャップは、リサイクル資源として選別、粉碎、換金され、「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付されます。JCVはユニセフと連携し、各地の予防接種会場の子どもたちへワクチンが届けられ、2021年度はラオス人民民主共和国、ブータン王国、バヌアツ共和国の4カ国にワクチンを送ることができたようです。これからも活動を継続してまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします！

使用済み切手の回収

今年は、約31,300枚の古切手が集まりました。ありがとうございます！例年お届けしている「公益社団法人キリスト教海外医療協力会」が新型コロナウイルス感染拡大の煽りを受け、古切手の回収を中止していましたが、2022年6月から回収を再開しました。みなさまからお届け頂いた2年分の古切手をこれから複数回に分けて協力会へお届けする予定です。こちらも引き続きどうぞよろしくお願いいたします！



えがお基金

公益社団法人大阪コミュニティ財団に2011年2月に設立したえがお基金に昨年2021年は102,810円、累計690,889円寄付することができました。2022年度は、昨年と同じく神戸市垂水区のNPO法人ふぉーらいふへ、10万円助成されました。ふぉーらいふでは、様々な事情で家庭に居場所を持ちづらい子どもや若者が安心して過ごせる居場所を提供するため、今年から「トワイライトスペースたるみ」として彼らが自由に利用できるフリースペースを夜間オープンしました。また、虐待やヤングケアラー等の問題について子どもが相談できる窓口にもなっており、各行政機関や専門アドバイザーに繋ぐケースワークを行うそうです。

わたしたちが基金を設立している大阪コミュニティ財団は、大阪商工会議所が企業や個人の社会貢献活動を支援するため、アメリカで誕生した「コミュニティ財団」を視察・研究して設立したもので、法人や個人からの寄付をそれぞれ個別の基金として管理し、その基金からNPOなどが行う活動を助成しています。個人や小規模な法人では、自らが財団を立ち上げ運営していくのはコストや手間の負担が大きいため、コミュニティ財団が代わって行ってもらうことで、社会貢献活動に取り組みやすくなりました。今後もこつこつ寄付を続けてまいります。（和田梢）

防災パンフレット 配布します！

日本司法書士連合会制作防災パンフレット『地震、台風、災害のその後に・・・自然災害で困った！天災等罹災後のトラブル解決ガイド』と防災法律クイズQ&Aをご希望の方に差し上げます！

記事にもありました西天満小学校の防災コーナー展示のために、日本司法書士会より取り寄せをしたパンフレット（20頁）と、私たちが頭をひねって作成したクイズを、次回テミス通信に同封しますのでお気軽にお申しつけ下さい。沢山あります！！

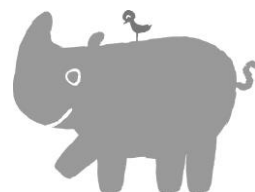
（佐井恵子）



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。朋友プラス 小倉宏一様、筒井昭宣様、澤田和也様、匿名希望様、もりた歯科医院 森田和子様、ありがとうございました！確かにお待ちしております！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・カナダの永久凍土からマンモスの赤ちゃんが発見されたというニュースに驚きました。テレビで大きさはせんでしたが、これも地球温暖化によるものでしょうか。6月に梅雨が明けたと思ったら、7月に入って雨が続きます。天候不順の中でも、睡眠をしっかりとって猛暑に備えたいものです。
- ・日本司法書士連合会が、オンラインサロン（インターネット上の会員制コミュニティ）における消費者トラブルについての啓発動画「気をつけよう！オンラインサロン」を YouTube に公開しているというので視聴してみました。手を変え品を変えのマルチ商法被害が増加しているようです。呉々もご注意下さい。
- ・西天満小学校のグラウンドで、大阪市の起震車（地震の揺れを体感するための車）に乗せて貰いました。震度6強は手すりにつかまって体を支えるだけで精一杯の揺れで、関東大震災の時の揺れは縦揺れからの横揺れが長く続き、何れも恐怖を感じるものでした。実際に起きたら・・・?!改めて、いざという時は命を守ることにしかできないこと、その後の備えを今からしっかりとしなければと学んだ一日でした。
- ・事務所のメンバーで、5月11日に阪神タイガース対広島カープの試合観戦をしました。佐井としては、この日のために「観戦のしおり」を作ったりする時間から楽しめましたが、いつになったら広島に1勝できるのでしょうか（汗）



（佐井恵子）

※7月6日現在、ようやく1勝できました！

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>